

## 奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の良好な生活環境の保全を図るとともに、本市における猫の殺処分数を削減するため、市内に生息する飼い主がいない又は不明である猫（以下「飼い主のいない猫」という。）に不妊又は去勢手術その他必要な処置（以下「不妊去勢手術等」という。）を受けさせる経費について、予算の範囲内で奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する個人
- (3) 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。以下同じ。）の代表者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、公益社団法人奈良県獣医師会所属の動物病院で市長が別に定めるもの（以下「対象動物病院」という。）において、飼い主のいない猫に受けさせる不妊去勢手術等であって、次の各号に掲げる処置のいずれかに該当するものとする。

- (1) 不妊又は去勢手術及び耳先のV字カット
- (2) 不妊又は去勢手術が既に実施されていると対象動物病院の獣医師が判断した場合に実施する耳先のV字カット及びその判断を行うに当たり必要となる処置

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1頭につき12,000円とする。ただし、不妊去勢手術等の費用が12,000円に満たない場合は、当該手術費用の額とする。

(事前相談)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を受けさせる旨の事前相談を行わなければならない。

2 市長は、前項の事前相談において必要事項を聴き取った上、必要に応じて不妊去勢手術等を受けさせようとする猫の生息地域等の調査を行うことができる。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付申請書兼確認書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）にその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たって、不妊去勢手術等を受けさせようとする飼い主のいない猫の数は、1回の申請につき5頭以内としなければならない。

3 同一年度内において申請をすることができる飼い主のいない猫の総数は、申請者が個人の場合にあっては同一世帯当たり5頭とし、申請者が地域自治組織の代表者の場合にあっては1団体当たり5頭とする。ただし、地域自治組織の代表者が申請を行う場合において、補助対象事業の実施状況等により市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査して補助金の交付の可否を判断し、適当と決定したときは奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と決定したときは奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、不妊去勢手術等を実施できない等申請内容に変更等が生じたときは、次条第2項に規定する手術の実施期限までに奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付申請に係る変更・中止承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（手術の実施）

第9条 補助事業者は、第7条の規定により補助金の交付が決定したときは、対象動物病院において当該飼い主のいない猫に不妊去勢手術等を受けさせるものとする。

2 前項の手術は、補助金の交付決定のあった日の翌日から起算して60日以内又は交付決定のあった年度の末日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日をいう。）のいずれか早い日までに受けさせるものとする。

3 申請者は、前項の手術を受けさせたときは、手術を実施した対象動物病院の獣医師に奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等実施報告書（別記第5号様式）の証明欄へ署名又は記名押印を求めるものとする。

（実施報告）

第10条 補助事業者は、前条の規定により手術を実施したときは、前条第3項に規定する実施報告書に次に掲げる書類を添付して、手術の完了後30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日（これらの日が奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、それぞれの日前において、それぞれの日に最も近い市の休日でない日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 飼い主のいない猫の手術費用に係る領収書の写し
- (2) 耳先にV字カットを行ったことがわかる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実施報告書の提出があったときは、これを審査して補助金の交付金額を確定し、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金確定通知書（別記第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の補助金の額の確定の後、市長が定める期日までに奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術等補助金交付要綱第2条から第6条までの規定は、令和3年4月1日以後の不妊去勢手術等に係る補助金の交付申請について適用し、同日前の不妊去勢手術等に係る補助金の交付申請については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱別記第1号様式から別記第8号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。